

平成23年度の労務に関する法改正

平成23年度の労働関係諸法令に関する主な変更点を
ご紹介します。

●各種保険料率の改定

(1)雇用保険料率は現状維持

業種	雇用保険料	会社負担	本人負担
一般 事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設 業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

(2)介護保険料率の引き上げ(3/1適用)

介護保険料	会社負担	本人負担
1.51%	0.755%	0.755%

(3)健康保険料率の引き上げ(3/1適用：山口県)

健康保険料	会社負担	本人負担
9.54%	4.77%	4.77%

(4)国民年金保険料の引き上げ(4/1適用)

15,020円

●助成金廃止の情報

事業仕分けは、厚生労働省管轄の助成金にもかなり影響が出ているようです。紙面の都合割愛しますが、その他要件見直し等小変更が数多く予定されています。助成金の取扱い団体の一つである『雇用能力開発機構』の廃止が事業仕分けで決定されていることから、ジョブカードを含めた能力開発系の助成金は今後抜本的な見直しが行われる可能性もあります。また、介護系の助成金についても、『介護労働安定センター』の廃止が決定されていること、さらに平成24年度が報酬改定時期であること、それに関連した介護職員処遇改善交付金の存続の有無等、介護業界を取り巻く動向を注意深く見守る必要があります。

(1)介護基盤人材確保等助成金

*廃止時期↓平成23年3月31日

(2)介護未経験者確保等助成金

*廃止時期↓平成23年3月31日

(3)育児休業取得促進等助成金

*廃止時期↓平成23年3月31日

(4)高齢者等共同就業機会創出助成金

*廃止時期↓平成23年6月30日

(5)キャリア形成促進助成金

①職業能力評価推進給付金

*廃止時期↓平成23年3月31日

②地域雇用開発能力開発助成金

*廃止時期↓平成23年3月31日

(6)育児・介護費用等補助コース

*廃止時期↓平成24年1月31日

●一般事業主行動計画の届出義務の拡大

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、101人以上の企業は義務、100人以下の企業は努力義務となります。

常時雇用する労働者数	～平成23年3月31日	平成23年4月1日～
301人～	義務	義務
101人～300人以下	努力義務	義務
100人以下		努力義務

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>